

秋田県告示第149号

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（平成10年秋田県条例第44号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県立田沢湖スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立田沢湖スポーツセンターの利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施設

(1) 宿泊室等

区分		使用の単位	利用料金の額	
宿泊室	宿泊のために使用する場合	1人1泊につき	中学生徒及び小学校児童	1,790円
			高等学校生徒	2,220円
			大学の学生	2,530円
			一般	2,850円
	休憩のために使用する場合	1人1回につき	310円	
キャンプ場	宿泊	1人1泊につき	320円	
	日帰り	1人につき	210円	
浴室	小学校児童	1人1回につき	210円	
	一般(大学の学生、高等学校生徒及び中学生徒を含む。)		410円	

備考

- 1 宿泊室を宿泊のために使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「幼児」という。）が別に宿泊用具を使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなす。
- 2 この表における「高等学校生徒」及び「大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 3 暖房設備の使用期間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に380円を加算した額とする。
- 4 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金及びキャンプ場の利用料金は、幼児からは、徴収しない。
- 5 浴室の利用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。

(2) 陸上競技場等

区分		使用の単位	利用料金の額
陸上競技場	貸切使用	1時間につき	2,100円
ラグビー場	貸切使用	1時間につき	2,100円
サッカー場	貸切使用	1時間につき	2,100円
多目的運動広場	貸切使用	1時間につき	2,100円
球技場	貸切使用	1時間につき	2,100円
テニスコート	貸切使用	1面1時間につき	350円
体育館	貸切使用	1面1時間につき	2,880円
	貸切使用以外の使用	1人1時間につき	100円
研修室	貸切使用	1室1時間につき	360円

備考

- 1 この表に定める利用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 3 体育館を貸切り使用によらず使用する場合の利用料金は、幼児からは、徴収しない。

2 附属設備

区分	使用の単位	利用料金の額
キャンプ用具	1式1泊につき	1,250円
オーバーヘッドプロジェクター	1式1回につき	520円
ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー	1式1回につき	520円
プロジェクター	1式1回につき	1,800円
資料提示装置	1式1回につき	1,230円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間

とする。

3 体育館の暖房

使用の単位	利用料金の額
1面1時間につき	1,130円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。